

ごみ持込み



工場へのごみ・資源の持込み

次のとおり、中津市クリーンプラザに持込むことができます。

工場開場日・受入時間 ※今後変更になることがあります

工場開場日：月曜日から土曜日及び毎月第3回目の日曜日 受入時間：午前8時30分から午後4時30分まで
※年末年始は休業します。(詳細は「ごみ・資源カレンダー」を参照してください)

持込方法 ※今後変更になることがあります

※敷地内は徐行をし、安全運転に気をつけましょう。また、車からごみが落ちないようにシートやロープで飛散防止対策を行ってください。

※工場内で分別を行うことはできません。事前に分別して持込んでください。

機械等の故障原因となりますので、きちんと分別し、分別が確認できるように無色透明袋に入れて持込みをお願いします。(段ボールでは持込できません)

1. 受付の計量に乗り、本人確認

市外ごみの搬入防止のため、運転免許証等による住所確認を行っています。

※(友人・親族などの)代理(無償に限る)でごみの持込みをされる場合は、委任状もしくはごみ排出元が分かるものを持参してください。

※中津市一般廃棄物収集運搬業の許可を持っていない方が運搬料金を受取り、他人のごみを持込むことはできません。

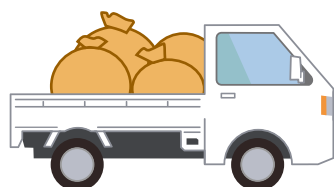
※廃棄物処理法の無許可営業は、最高で5年以下の懲役、又は、3億円以下の罰金に処せられます。

※中津市民でも市外で発生したごみを持込むことはできません。

2. 作業員の指示に従い、ごみ・資源を所定の場所に降ろす

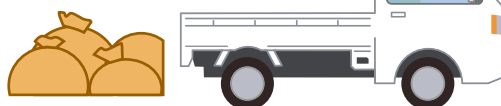
ご自身で荷下ろししてください。困難な方は係員に声を掛けてください。

3. 計量器に乗り、重量に応じた料金を支払う



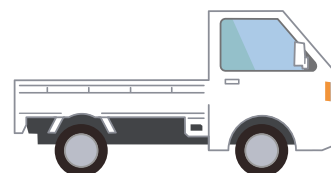
受付時の計量

・運転免許証等による住所確認



ごみの搬出(荷下ろし)

・自分で荷下ろししてください
・困難な方は係員に声をかけてください



搬出後の計量

・受付時の計量との差で料金が決まります

料金 ※今後変更になることがあります

■ 家庭系一般廃棄物

持込み1回につき、重量に応じた料金を現金でお支払いください。

10kgあたり66円

■ 事業系一般廃棄物

お店・事業所の事業系一般廃棄物(リサイクルできる紙類等を除く)のみ持込みができます。

持込み1回につき、重量に応じた料金を現金でお支払いください。

10kgあたり150円

中津市クリーンプラザでの再資源化が始まっています

中津市クリーンプラザに直接持込まれたものは、再資源化されます。

	草、落ち葉	せん定枝木	竹類	羽毛布団
				
	中津市クリーンプラザに持込まれた刈り草は、リサイクル業者に運ばれ、時間を掛けて堆肥化されます。			中津市クリーンプラザに持込まれた羽毛布団は、羽毛リサイクル工場に運ばれ、工場で洗浄された後、再び羽毛布団となります。
対象	除草剤を使用していない刈り草	市内の各家庭でせん定した枝木	市内の各家庭でせん定した竹類	ダウン50パーセント以上の物(タグをご確認ください)
注意点	土は落とす 枝木・竹は混ぜない 長さは1mまで	直径は15cmまで、長さ1mまで 竹、草類は混ぜない 木の根、ソテツ・バナナ・シユロの木は、処理できません	直径は15cmまで、長さ1mまで せん定枝木・草類は混ぜない 竹に笹が付いていても良い	※ダウンジャケットや濡れたものは対象になりません

ごみ持込み

事業系一般廃棄物の持込みについて

中津市クリーンプラザでは、「事業系一般廃棄物」の中で、「リサイクルできる古紙」及び「剪定枝木・竹・草類」は、保管施設の制約から受入れ(持込み)はしていません。

直接、専門業者への持込みをお願いします。

事業系一般廃棄物の中で、リサイクルできない紙類・生ごみ等の「燃やすごみ」を中心に持込むことができます。きちんと分別した上で、持込みをお願いします。

事業系一般廃棄物

※中津市クリーンプラザ 又は 一般廃棄物処分業許可業者で処分が可能です。

<p>リサイクルできないもの (可燃ごみ)</p> <p>↓</p> <p>中津市クリーンプラザに持込み可能です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ 茶殻 コーヒーかす など 	<p>リサイクルできない紙類</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙コップ 写真 カーボン紙 感熱紙 ティッシュくず など 
<p>リサイクルできる紙類</p> <p>↓</p> <p>一般廃棄物処分業許可業者へ持込みしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新聞 雑誌 書類 パンフレット 段ボール チラシ 封筒 コピー紙 など 	
<p>剪定枝木・竹・草類 (事業者の方)</p> <p>↓</p> <p>一般廃棄物処分業許可業者へ持込みしてください。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 事業所内の刈り草 業者による剪定枝木 農家の畑から出る刈り草 など